

令和6年3月15日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範 殿

規制支援審議会
委員長 藤田 昇三

「安全研究・防災支援部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」の審議結果（答申）

当審議会に諮問〔令 05 原機（防企）001〕のあった事項「安全研究・防災支援部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」について、審議結果を下記のとおり答申します。

記

安全研究や規制支援に係る人員、予算等の経営資源について、研究予算が安全研究・防災支援部門の安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センターに対して十分に配賦され、それぞれで適切に執行されていること、今後も継続的に経営資源に関する情報を開示することで、前回の答申に対応していることを確認した。

内部監査については、監査におけるコメントに対し、部門における改善の取組が適切に実施されていることを確認した。なお、受託事業の進め方に関するルールの教育テキストの内容及び理解度確認の結果等については、次回の審議会で報告していただきたい。

部門長が被規制施設を有する部門の長を兼務していることに関し、センター長の権限を超える決裁状況については、決裁権限の変更が継続して実施されていること、その結果として部門長ではなく理事長の決裁がなされたことを確認した。

受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況については、受託事業の進め方に関するルールに基づき、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考として審議し、業務実施における中立性と透明性が担保されていることを確認した。なお、共同研究を実施するためのルール等について、諸外国での例を参考にするなどして整理していただきたい。

以上の確認をもって、安全研究・防災支援部門が実施する規制支援活動は中立性と透明性を担保しつつ実効的に運営がなされていると判断されるが、本審議会において

今後も引き続き実施状況を確認していくことが必要である。

なお、提出された受託事業の進め方に関するルールの改定（案）については、審議会でのコメントを踏まえて適切に修正し、改定に向けた手続きを進めていただきたい。

以上